

# MOLグループ団体総合生活補償保険のご案内

(団体総合生活補償保険 (MS & AD) ・ (標準型)、所得補償保険)

万一のケガや病気の補償に加えて、  
お好みに応じたオプションがご選びいただけます。



**この機会にぜひ、ご加入ください!**

(注)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。団体割引20%、損害率による割引率15%をもとに算出しています。

**自動継続方式**

<自動継続の取扱いについて>

- 前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)
- 新規・ご加入内容変更または継続されない方のみ加入申込票をご提出ください。

**申込締切日 4月9日(金)**

**加入申込票提出先**

商船三井興産株式会社  
保険営業部

保険期間

2021年6月1日午後4時から  
2022年6月1日午後4時

保険料  
払込方法

8月給与より給与天引き (月払)

**株式会社 商船三井 人事部 労政企画チーム**

〒105-8688 東京都港区虎ノ門2-1-1 TEL 03-3587-7011

●代理店・扱者

**商船三井興産株式会社 保険営業部**

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-3-6

フリーダイヤル **0120-853-370**

FAX **03-3517-5310**

●引受保険会社(幹事会社)

**三井住友海上火災保険株式会社 船舶営業部第五課**

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL **03-3259-3395**

(非幹事会社) **東京海上日動火災保険株式会社**

**万一、ケガをされたり、病気になられた場合は**

代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「**三井住友海上事故受付センター**」

**0120-258-189** (無料)

事故は いち早く

# MOLグループ団体総合生活補償保険のご案内 (団体総合生活補償保険・所得補償保険)

## 団体総合生活補償保険 (MS & AD 型) 病気の保険

				詳細ページ
基本補償	入院	病気で入院したとき	疾病入院保険金 <b>1日につき 10,000円、5,000円、3,000円</b> から選べます。	5～6ページ
	通院	病気で通院したとき	疾病通院保険金 <b>1日につき 5,000円、2,500円、1,500円</b> から選べます。	5～6ページ
	手術	病気で手術をしたとき	入院中に受けた手術は疾病入院保険金日額の <b>20倍</b> の額 それ以外の手術は疾病入院保険金日額の <b>5倍</b> の額	5～6ページ
	放射線治療	病気で放射線治療を受けたとき	疾病入院保険金日額の <b>10倍</b> の額	5～6ページ
オプション	先進医療・拡大治験・患者申出療養	病気やケガにより国内で先進医療等を受けたとき	先進医療・拡大治験・患者申出療養 <b>1,000万円</b> まで	7～8ページ
	がん診断一時金 <sup>※1</sup>	がんと診断され治療を開始したとき	がん診断一時金 <sup>※1</sup> <b>50万円、100万円</b> から選べます。	7～8ページ
	抗がん剤治療 <sup>※2</sup>	がん治療を目的とする抗がん剤治療を開始されたとき	抗がん剤治療 <sup>※2</sup> <b>5万円</b> または <b>10万円(月ごと)</b>	7～8ページ
	親介護一時金	親御さま(特約被保険者)が要介護状態 <sup>※3</sup> となりその要介護状態が30日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。	親介護一時金 <b>100万円</b>	9～10ページ
	親の介護による休業補償	要介護状態である親御さま(介護対象者)を介護するため子(被保険者)が所定の休業を取得した場合	親の介護による休業補償 <b>7万円、10万円、15万円、20万円、25万円、30万円(月額)</b> から選べます。	9～10ページ

※1 がん診断一時金とは「がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約」を指します。  
 ※2 抗がん剤治療の種類によって、お支払額は異なります。詳細は、P 21 をご覧ください。  
 ※3 「要介護状態」の詳細はP 39 をご覧ください。

## 所得の保険

				詳細ページ
基本補償	所得補償保険金	病気やケガで働けなくなったとき	所得補償保険金額 <b>7、10、15、20、25、30万円</b> から選べます。	13ページ

## <ご加入例>

(26才男性の場合)

働きざかりの**20代**の方には

	セット名	月払保険料
病気の保険	SB	520円
ケガの保険	F1口	890円
補償充実オプション	V(日常生活賠償・受託物賠償) W(携行品)	130円 220円
所得の保険	H	420円
先進医療・拡大治験・患者申出療養オプション	T	70円
合計		2,250円

(36才男性と34才奥さまの場合)

結婚等でライフスタイルが変わる**30代**の方には

	セット名	月払保険料
病気の保険	SB<本人> JB<奥さま>	760円 940円
ケガの保険	F1口<本人> F1口<奥さま>	890円 890円
補償充実オプション	V(日常生活賠償・受託物賠償) X(ホールインワン)<本人> W(携行品)<本人> W(携行品)<奥さま>	130円 390円 220円 220円
所得の保険	I	960円
先進医療・拡大治験・患者申出療養オプション	T<本人>	70円
合計		5,470円(2人分)

(46才男性と44才奥さま・14才と10才のお子さま・70才の親御さまの場合)

守りたい家族がいる**40代**の方には

	セット名	月払保険料
病気の保険	SB<本人> JB<奥さま>	1,120円 1,020円
病気補償オプション	R(親介護) O(がん診断一時金)<本人>	1,030円 340円
ケガの保険	G1口(家族型)	3,130円
補償充実オプション	V1(日常生活賠償・受託物賠償) X1(ホールインワン)<本人> W1(携行品)	130円 390円 340円
所得の保険	J	1,860円
先進医療・拡大治験・患者申出療養オプション	T<本人>	70円
合計		9,430円(5人分)

(56才男性と54才奥さま・80才の親御さまの場合)

まだまだ現役の**50代**の方には

	セット名	月払保険料
病気の保険	SB<本人> JB<奥さま>	2,400円 1,740円
病気補償オプション	R(親介護) O(がん診断一時金)<本人> O(がん診断一時金)<奥さま>	5,910円 670円 420円
ケガの保険	F1口<本人> F1口<奥さま>	890円 890円
補償充実オプション	V(日常生活賠償・受託物賠償) X(ホールインワン)<本人>	130円 390円
先進医療・拡大治験・患者申出療養オプション	T<本人>	70円
合計		13,510円(3人分)

			詳細ページ	
基本補償	死亡・後遺障害	ケガで死亡または後遺障害がのこったとき	傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金 <b>最高 200万円</b>	11～12ページ
	入院	ケガで入院したとき	傷害入院保険金 <b>1日につき 3,000円</b>	11～12ページ
	通院	ケガで通院したとき	傷害通院保険金 <b>1日につき 2,000円</b>	11～12ページ
オプション	日常生活賠償 <sup>※</sup>	他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどして法律上の賠償責任を問われたとき	日常生活賠償保険金 <b>3億円</b> まで	12ページ
	受託物賠償	レンタルした財物を過って壊したときなど	受託物賠償責任保険金 <b>30万円</b> まで (免責金額 5,000円)	12ページ
	携行品補償	外出先で携行品を破損したり、盗まれたときなど	携行品損害保険金 <b>50万円</b> まで (免責金額 3,000円)	12ページ
	ホールインワン・アルバイトロス	日本国内でホールインワンまたはアルバイトロスを達成したとき(祝賀会用の費用)	ホールインワン・アルバイトロス費用保険金 <b>50万円</b> まで	12ページ
	住宅内生活用動産	火災などにより家財に損害を被ったとき(国内のみ補償)	住宅内生活用動産保険金 <b>500万円</b> まで (免責金額 3,000円)	12ページ
	救援者費用	ハイキング中に遭難し、捜索救助の費用や交通費等を負担したときなど	救援者費用等保険金 <b>200万円</b> まで	12ページ
	キャンセル費用	親の入院により旅行のキャンセル料がかかった場合など(国内外補償)	キャンセル費用保険金 <b>50万円</b> まで (免責金額 1回の事故につき 1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれか高い額)	12ページ

※日常生活賠償オプションをつければ、示談交渉の際も安心です！



示談交渉サービスについて

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

偶然な事故でのさまざまな **ケガ** による

入院、手術、通院、死亡・後遺障害を補償します。

(交通事故によるケガも含まれます。)

入院1日からでも通院1日でもお支払いの対象となります。

国内外を問わず補償します。  
(オプションの一部を除きます。)

●天災危険補償特約  
●特定感染症危険補償特約  
がセット

以下の特約が自動でセットされています。

◆天災危険補償特約

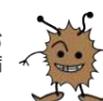
地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(傷害死亡・傷害後遺障害、傷害入院、傷害手術、傷害通院)を補償します。



(特定感染症危険補償特約では、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による発病は対象となりません。)

◆特定感染症危険補償特約

SARS(重症急性呼吸器症候群)やO-157も補償  
SARS、O-157を含む特定感染症に感染し発病した場合も補償します。



特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します。

※死亡・手術はお支払いの対象となりません。  
※新規ご加入の場合、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症は対象とはなりません。



# 病気の保険 一人タイプ



## 基本補償 (病気)

保険金額	入院	病気で入院したとき 1回の入院につき180日まで	保険金額			月払保険料
			1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	
保険金額	通院	病気で通院したとき 1回の通院につき30日まで	1日につき 5,000円	1日につき 2,500円	1日につき 1,500円	下記参照
	手術 (病気)	病気で手術をしたとき	入院中に受けた手術は疾病入院保険金日額の20倍の額、それ以外の手術は疾病入院保険金日額の5倍の額			
	放射線治療	病気で放射線治療を受けたとき	疾病入院保険金日額の10倍の額			
	セット名	①三大疾病重視型	三大疾病 (がん (悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中) の治療を目的とする場合、上記金額の2倍の額をお支払いします。	SA	SB	
	②女性特定疾病重視型	女性特定疾病の治療を目的とする場合、上記金額の2倍の額をお支払いします。	JA	JB	JC	
	③基本型	病気による入院・通院・手術等の補償をセットしたタイプです。	A	B	C	

※三大疾病重視型 (SA、SB、SC) では、三大疾病 (がん (悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中) の治療を目的とする場合、基本部分の金額の2倍の額をお支払いします。  
 ※女性特定疾病重視型 (JA、JB、JC) では、女性特定疾病の治療を目的とする場合、基本部分の金額の2倍の額をお支払いします。女性特定疾病については、P 38の「用語のご説明」をご参照ください。  
 ●疾病手術保険金等支払倍率変更特約をセットしていますので、疾病手術保険金について、入院中に受けた手術の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額] × 20 に変更しています。  
 (\*) 被保険者としてご加入いただける方は、下記被保険者 (補償の対象者) となれる方で保険期間の開始時点および更新日時点で生後15日以上満74才以下の方かつ、健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方になります。  
 ●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。  
 ●入院に至らない通院、入院前の通院については保険金のお支払い対象外となります。

## 被保険者の満年齢 (2021年6月1日時点)

月払保険料	セット名	①三大疾病重視型			②女性特定疾病重視型			③基本型		
		SA	SB	SC	JA	JB	JC	A	B	C
月 払 保 険 料	生後15日~4才	1,060円	540円	320円	1,150円	570円	340円	950円	470円	290円
	5~9才	790円	400円	240円	860円	420円	260円	710円	360円	220円
	10~14才	380円	190円	120円	420円	210円	130円	340円	180円	110円
	15~19才	410円	210円	130円	480円	240円	150円	380円	190円	120円
	20~24才	670円	330円	200円	820円	410円	250円	630円	310円	190円
	25~29才	1,030円	520円	310円	1,370円	690円	410円	960円	470円	290円
	30~34才	1,400円	690円	410円	1,870円	940円	560円	1,250円	620円	370円
	35~39才	1,530円	760円	460円	2,010円	1,000円	610円	1,320円	660円	400円
	40~44才	1,650円	830円	500円	2,040円	1,020円	620円	1,350円	680円	400円
	45~49才	2,250円	1,120円	670円	2,570円	1,290円	770円	1,760円	890円	530円
50~54才	3,280円	1,630円	990円	3,470円	1,740円	1,040円	2,440円	1,230円	730円	
55~59才	4,780円	2,400円	1,440円	4,890円	2,440円	1,470円	3,470円	1,740円	1,050円	
60~64才	7,130円	3,570円	2,140円	7,220円	3,600円	2,160円	5,130円	2,560円	1,540円	
65~69才	11,040円	5,520円	3,320円	11,070円	5,540円	3,330円	7,960円	3,980円	2,390円	
70~74才	16,570円	8,290円	4,970円	16,450円	8,220円	4,930円	11,880円	5,940円	3,560円	

●保険料は5才ごとの年齢区分別となり、年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますので、ご了承ください。

## 被保険者 (補償の対象者) 本人(\*)となれる方の範囲

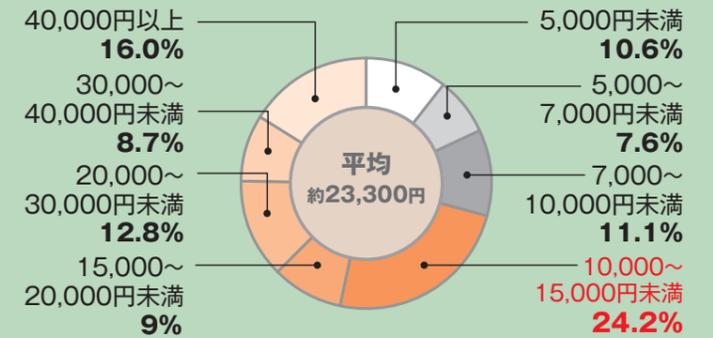
●株式会社商船三井ならびに子会社・関連会社の役員・従業員およびその家族 (配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。) です。  
 (\*) 加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。  
 ※保険期間の途中で被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合は、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

## ご存知ですか?

入院時の自己負担額は  
1日 10,000円~15,000円が多いです。

## 入院1日あたりの自己負担額

出典: (公財) 生命保険文化センター  
「令和元年度 生活保障に関する調査」  
 ※治療費・食事代・差額ベッド代等を含む、高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。  
 ※集計ベース: 過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人



## 病気の支払例

脳卒中で入院し入院中に手術したケース  
 (Aセットに加入している場合)  
 手術 (20万円) + 入院日額 10,000 × 入院日数 60日  
**80万円**

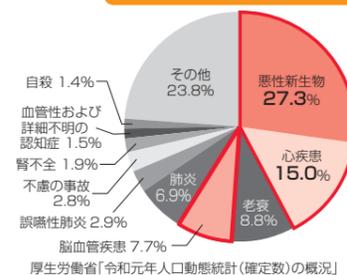


## ①三大疾病重視型

「三大疾病※」と診断され、治療を開始した場合に保険金をお支払いします!

※「がん (悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中」を指します。  
 「三大疾病」は日本人の死亡順位の上位を占めており、入院や治療を行う場合、入院の長期化や、医療費が高額となる恐れがあります。

## 主な死因別死亡数の割合



## 三大疾病の入院患者数



## 平均在院日数



## 三大疾病の医療費

病名	(億円)		(人)		1人あたりの医療費 (円)	
	国民医療費	総患者数	年間平均	月間平均	年間平均	月間平均
がん (悪性新生物)	38,192	1,782,000	2,143,210	178,601	2,143,210	178,601
心疾患	20,392	1,732,000	1,177,367	98,114	1,177,367	98,114
脳血管疾患	18,085	1,115,000	1,621,973	135,164	1,621,973	135,164

厚生労働省「平成29年患者調査」および「平成29年国民医療費」をもとに試算

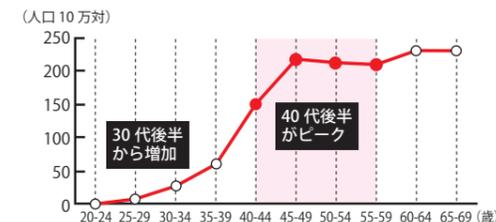
## ②女性特定疾病重視型

備えておきたい「乳がん」のリスク  
 治療に専念できるように、備えておくことが大切です。

データで見る  
 がんのリスク

## データで見る乳がん

乳がんは30代後半から増加し始め、40代後半にピークを迎えます。



意外と身近

がん患者が治療と仕事を両立する上で困難であったこと

がんになると経済面での不安がずっと続きます。

- 第1位 治療費が高い、治療費がいつ頃・いくらかかるか見通しが立たない **27.3%**
- 第2位 働き方を変えたり休職することで収入が減少する **24.5%**
- 第3位 体調や治療の状況に応じた柔軟な勤務ができない **16.7%**

**POINT** 治療と仕事を両立するためには、経済面での不安を取り除くことが大切です。治療に専念できるように事前に備えましょう。

平成31年3月 東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」報告書

# 病気の保険 ー個人タイプー オプション①②③

## オプション

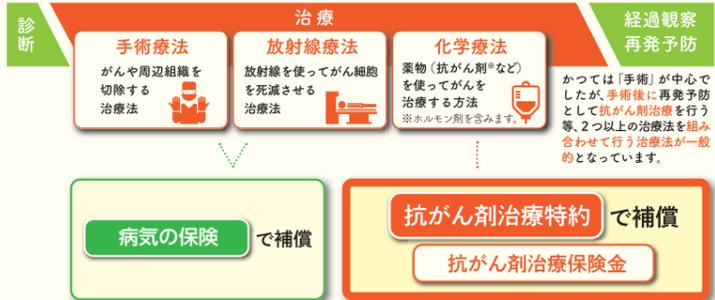
①	先進医療・拡大治験・患者申出療養	病気やケガにより国内で先進医療・拡大治験・患者申出療養を受けたとき	保険金額	セット名	月払保険料
			1,000万円	T	70円
②	がん診断一時金*	がんと診断され治療を開始したとき	保険金額	セット名	月払保険料
			50万円	O	下記参照
			100万円	P	
③	抗がん剤治療	がん治療を目的とする抗がん剤治療を開始されたとき	保険金額	セット名	月払保険料
			5万円*	N	下記参照

\*がん診断一時金とは「がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約」を指します。

\*抗がん剤治療の種類によって、お支払額は異なります。詳細はP 21 をご参照ください。

### 「がん」の治療法

がんの主な治療法には、手術療法・放射線療法・化学療法の「3大療法」があります。



がん治療は通院による治療が増えてきています。

がん(悪性新生物)の通院(外来)・入院別受療率(人口10万対)の推移



「通院で抗がん剤治療を受ける方」の補償の必要性が増していると考えられます。

## POINT

がんと診断されたときの急な出費や高額な治療費に備えるための保険です。

被保険者の満年齢 (2021年6月1日時点)		がん診断一時金	
月払保険料	セット名	O	P
月 払 保 険 料	生後15日～4才	10円	20円
	5～9才	10円	20円
	10～14才	10円	20円
	15～19才	10円	20円
	20～24才	10円	30円
	25～29才	50円	100円
	30～34才	90円	190円
	35～39才	150円	300円
	40～44才	230円	450円
	45～49才	340円	680円
月 払 保 険 料	50～54才	420円	840円
	55～59才	670円	1,350円
	60～64才	1,300円	2,600円
	65～69才	1,750円	3,490円
	70～74才	2,240円	4,480円

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。  
●保険料は5才ごとの年齢区分別となり、年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますので、ご了承ください。

被保険者の満年齢 (2021年6月1日時点)		抗がん剤治療	
月払保険料	セット名	N	
月 払 保 険 料	生後15日～4才	男	女
		50円	170円
	5～9才	50円	170円
		10～14才	50円
	15～19才		50円
		20～24才	50円
	25～29才		50円
		30～34才	50円
	35～39才		100円
		40～44才	150円
45～49才	150円		2,270円
	50～54才	500円	2,860円
55～59才		890円	2,860円
	60～64才	1,550円	2,650円
65～69才		2,360円	2,650円
	70～74才	3,490円	2,440円

## 先進医療・拡大治験・患者申出療養とは

従来の「先進医療」に加え、「拡大治験」や「患者申出療養」で発生する高額な治療費やこれらを受けるためにかかる医療機関までの交通費、宿泊費(1泊1万円限度)も補償します。

### 先進医療

厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。

### NEW 拡大治験

平成28年1月にスタートした国の制度。命にかかわる重い病気の患者に、承認されていない薬を人道的に治験\*できるようにした制度。通常の治験と異なり、患者自身が高額な費用を負担しなければならない場合があります。

\*医薬品もしくは医療機器の製造販売に関して、医薬品医療機器等法上の承認を得るために行われる臨床試験のこと。

### NEW 患者申出療養

平成28年4月にスタートした国の制度。患者からの申出をもとに審査を行い、より身近な医療機関で未承認薬などの先進的な医療を受診できるようにする制度。治療の選択肢が増える一方、未承認薬の費用など保険適用されていない部分は患者の全額自己負担となるため、治療費が高額になる場合があります。

(\*すでに「先進医療(Tセット)」にご加入されている方については2021年6月1日の自動継続以降、「先進医療・拡大治験・患者申出療養」にてお引き受けとさせていただきます。

## データで見る がんのリスク

### がん罹患する確率 (2015年データに基づく)

生涯でがん罹患する確率は、男性63%、女性48%と2人に1人\*ががんと診断されています。

\*罹患率は年齢によって異なります。

部位	生涯がん罹患リスク(%)		何人に1人か	
	男性	女性	男性	女性
全がん	63.3%	48.4%	2人	2人
食道	2.3%	0.5%	43人	209人
胃	11.0%	5.2%	9人	19人
結腸	6.2%	5.7%	16人	18人
直腸	3.7%	2.1%	27人	48人
大腸	9.9%	7.7%	10人	13人
肝臓	3.4%	1.8%	30人	57人
胆のう・胆管	1.6%	1.5%	64人	66人
膵臓	2.5%	2.4%	40人	42人
肺	10.0%	4.8%	10人	21人
乳房(女性)	-	10.2%	-	10人
子宮	-	3.2%	-	32人
子宮頸部	-	1.3%	-	76人
子宮体部	-	1.8%	-	57人
卵巣	-	1.3%	-	79人
前立腺	9.7%	-	10人	-
悪性リンパ腫	2.1%	1.7%	48人	58人
白血病	0.9%	0.7%	108人	144人

国立がん研究センター 最新がん統計 2019

## 主ながんの1入院あたりの費用

疾患	1入院費用	推定自己負担額(3割)
胃がん(胃の悪性新生物)	953,595円	286,079円
直腸がん(直腸の悪性新生物)	1,022,965円	306,890円
気管支がんおよび肺がん(気管支および肺の悪性新生物)	855,040円	256,512円
子宮筋腫	763,296円	228,989円
乳がん	771,650円	231,495円

公益法人全日本病院協会  
「2019年 医療費(重症度別)【年間集計】」より

## ●がんにかかる必要費用は治療費ではありません

### 治療のための費用

- 入院費 ・ 抗がん剤治療費 ・ 差額ベッド代
- 手術費 ・ その他薬代 ・ 交通費
- 放射線治療費 ・ 入院中の日用品、衣料品

### 治療の選択

- セカンドオピニオンの利用
- 自由診療

### その他

- 再発の予防(定期検診費用)
- かつら(ウィッグ)
- 眉、まつげのケア

# 病気の保険 オプション④⑤ 仕事と介護を両立させるために

親介護一時金 親の介護による休業補償

## 親介護補償オプション [親介護補償]

④ 親介護一時金 <sup>(*)</sup>	保険金額	セット名	月払保険料
親御さま(特約被保険者)が要介護状態 <sup>*</sup> となりその要介護状態が30日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。 ※「要介護状態」の詳細はP 39をご覧ください。	100万円	R	下記参照

(\*)介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

(免責期間：0日、てん補期間：12か月)		保険金額(月額)	セット名	月払保険料
⑤ 親の介護による休業補償 <sup>(*)</sup>	親御さま(介護対象者)を介護するため子(被保険者)が所定の休業を取得した場合	7万円	K 1	下記参照
		10万円	K 2	
		15万円	K 3	
		20万円	K 4	
		25万円	K 5	
		30万円	K 6	

(\*)要介護状態である親(介護対象者)を介護するため、子(被保険者)が、勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規程を必ずご確認ください。

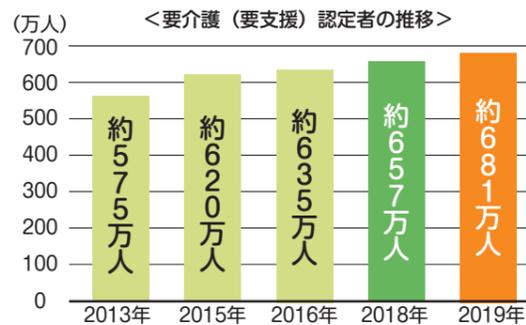
親の介護が必要になったら…あなたは「その日」に備えていますか？  
超高齢社会到来!!

### ご両親の介護は、他人事ではありません!

要介護(要支援)の認定者数は年々増え続け、2013年からの6年間で約1.2倍に。

(出典：厚生労働省「介護給付費実態調査月報-各年4月審査分」)

脳卒中や転倒・骨折等をきっかけに要介護状態になる高齢者は多く、「親の介護は突然やってくる」といえます。親の介護が必要になったときに「介護を理由に仕事を辞めない」ためには、あらかじめ経済的な備えをしておくことが重要です。



親御さま(特約被保険者)の満年齢 (2021年6月1日時点)		親御さま(介護対象者)の満年齢 (2021年6月1日時点)							
親介護一時金		親の介護による休業補償							
月	セット名	月	セット名	K 1 (7万円)	K 2 (10万円)	K 3 (15万円)	K 4 (20万円)	K 5 (25万円)	K 6 (30万円)
払 保 険 料	20~39才	10円	20~39才	10円	10円	10円	10円	20円	20円
	40~44才	10円	40~44才	10円	10円	10円	10円	20円	20円
	45~49才	20円	45~49才	10円	10円	20円	30円	40円	40円
	50~54才	40円	50~54才	20円	30円	50円	60円	80円	100円
	55~59才	80円	55~59才	50円	70円	110円	150円	190円	220円
	60~64才	190円	60~64才	120円	170円	260円	340円	430円	510円
	65~69才	450円	65~69才	280円	400円	600円	800円	1,000円	1,210円
	70~74才	1,030円	70~74才	640円	910円	1,370円	1,820円	2,280円	2,730円
75~79才	2,280円	75~79才	1,420円	2,030円	3,050円	4,070円	5,080円	6,100円	
80~84才	5,910円	80~84才	3,690円	5,280円	7,910円	10,550円	13,190円	15,830円	

- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- 基本セットについて、入院に至らない通院、入院前の通院については保険金のお支払い対象外となります。
- 保険料は5才ごとの年齢区分別となり、年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますので、ご了承ください。

### 被保険者(補償の対象者)本人(\*)となれる方の範囲

●株式会社商船三井ならびに子会社・関連会社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。ただし、「親の介護による休業補償(K 1~K 6セット)」については、株式会社商船三井およびそのグループ会社の従業員に限ります。

(\*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

※保険期間の途中で被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合は、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。



このような場合に役立ちます!

### 親介護一時金

介護の費用

初期費用  
約69万円

これらの費用に備えるのが「親介護一時金」です。

継続的に発生する費用 約7.8万円×54.5ヶ月

※生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

現状の公的介護制度では足りないケースも多々あります。実際の事例を紹介します。

所定の要介護状態となり、自宅で介護するためトイレの改修、玄関・階段の手すりつけ、浴室の改修を行った場合

トイレの改修	排泄に介助が必要となったので、入口の引き戸への変更、手すりの取り付け、和式便器から洋式便器への交換をしました。	300,000円
玄関・階段の手すり	歩行に介助が必要となったので、玄関と階段に手すりをつけました。	100,000円
浴室の改修	入浴に全面的な介助が必要となったので、段差の解消、入口の引き戸への変更、手すりの取り付けをおこないました。	300,000円

### 改修工事を行う場合の自己負担額の例

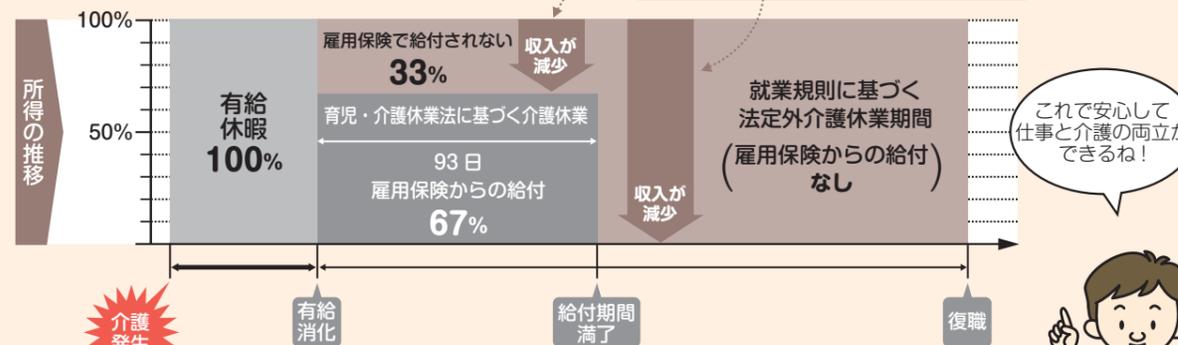


手すりの取り付けや段差の解消等、小規模な住宅改修に要する費用が給付されます。利用者がいったん全額を事業者を支払った後、限度額範囲内でかかった費用の9割(または8割もしくは7割)が公的介護保険から給付されます。残り1割(または2割もしくは3割)と限度額をこえた費用が自己負担になります。住宅改修費は同一住宅につき20万円(給付は18万円または16万円もしくは14万円)までが限度額となります。



### 親の介護による休業補償

この収入の減少に備えるのが「親の介護による休業補償」です。



●親の介護による休業補償の免責日数は0日、てん補期間は12か月です。

# ケガの保険

基本補償（ケガ）

オプション

**傷害補償** [天災危険補償特約・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約付]

詳細はP 27、P 40をご覧ください。

## 一人タイプ 3名以内のご家族の方や独身の方におすすめ

限度口数：5口

		保険金額	セット名	月払保険料(1口あたり)
保険金額	死亡・後遺障害	ケガで死亡または後遺障害がのこったとき 200万円	F	890円
	入院	ケガで入院したとき 1日につき 1回のケガにつき180日まで 3,000円		
	通院	ケガで通院したとき 1日につき 1回のケガにつき90日まで 2,000円		

- 傷害手術保険金は、入院中に受けた手術は傷害入院保険金日額の10倍の額、それ以外の手術は傷害入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- 上記は職種級別A（事務職、船員、家事従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### 被保険者（補償の対象者）本人(\*)となれる方の範囲

- 株式会社商船三井ならびに子会社・関連会社の役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
- (\*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- ※保険期間の途中で被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合は、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

## 一家族タイプ 4名以上のご家族におすすめ

限度口数：5口

		保険金額	セット名	月払保険料(1口あたり)
保険金額	死亡・後遺障害	ケガで死亡または後遺障害がのこったとき 200万円	G	家族全員で 3,130円
	入院	ケガで入院したとき 1日につき 1回のケガにつき180日まで 3,000円		
	通院	ケガで通院したとき 1日につき 1回のケガにつき90日まで 2,000円		

- 傷害手術保険金は、入院中に受けた手術は傷害入院保険金日額の10倍の額、それ以外の手術は傷害入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。
- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- 上記は職種級別A（事務職、船員、家事従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- (注)家族タイプの場合、記名被保険者本人の職種級別とします。

### 記名被保険者（補償の対象者）本人(\*)となれる方の範囲

- 株式会社商船三井ならびに子会社・関連会社の役員・従業員およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
- (\*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- ※保険期間の途中で記名被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合は、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。
- 記名被保険者本人と共に自動的に被保険者（補償の対象者）となる方は、下表のとおりです。



ご家族の範囲は  線で囲まれた方々です。

- ①被保険者本人
- ②配偶者（年齢は問いません。）
- ③本人またはその配偶者と同居の親族・別居の未婚の子（年齢は問いません。）

ご家族が被保険者です。

本人	配偶者	その他親族※
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 本人または配偶者と同居の親族  
本人または配偶者と別居の未婚の子

- (注1)上記の家族構成は保険金支払事由発生時のものをいいます。未婚とは婚姻歴がないことをいいます。
- (注2)親族とは、本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

## +補償充実オプション

保険金額	タイプ・セット・月払保険料					
	個人タイプ		家族タイプ			
	セット名	月払保険料	セット名	月払保険料		
日常生活賠償(*1)	他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどして法律上の賠償責任を問われたとき	3億円	V	130円	V1	130円
受託物賠償(*1)	レンタルした財物を過って壊したときなど	30万円 (免責金額5,000円)				
携行品補償	外出先で携行品を破損したり、盗まれたときなど	50万円 (免責金額3,000円)	W	220円	W1	340円
ホールインワン・アルパトロス費用(*2)	日本国内でホールインワンまたはアルパトロスを達成したとき（祝賀会用の費用）など	50万円	X	390円	X1 (本人のみ補償) X3 (夫婦補償)	390円 590円
住宅内生活用動産(*3)	火災などにより家財に損害を被ったときなど ・別に火災保険をご契約されている場合、補償が重複しないようご注意ください。	500万円 (免責金額3,000円)	Y	1,350円	Y1	1,470円
救援者費用	ハイキング中に遭難し、捜索救助の費用や交通費等を負担したときなど	200万円				
キャンセル費用	親の入院により旅行のキャンセル料がかかった場合など（国内外補償）	50万円 (免責金額 1回の事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれが高い額。)	Z	70円	Z1	280円

- (\*1)日常生活賠償保険金、受託物賠償責任保険金の被保険者（補償の対象者）の範囲は下記(\*)のとおりです。従って、Vセットのご加入は一家族で1セットのみです。
- (\*)被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚のお子さまとなります。これらの方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方を被保険者とします。
- 「本人」とは加入申込票記載の被保険者本人をいいます。
- (\*2)家族タイプにご加入の方は、本人のみ補償または夫婦補償のうちいずれかをお選びください。
- (\*3)個人タイプの場合、被保険者本人の住居内の生活用動産が対象となります。
- 例 ①家族全員同居 → ご本人のみ加入ください。  
②単身赴任かつ子供が就学に伴う下宿 → ご夫婦と下宿の子供がそれぞれご加入ください。  
家族型の場合は、被保険者となるご家族各々の住居内の生活用動産が対象となります。

### おすすめオプション「日常生活賠償」

#### データでみる自転車事故のリスク

自転車による加害事故 **9,521万円の賠償判決**



判決事例

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)  
一般社団法人 日本損害保険協会  
「知っていますか?自転車の事故」より

### TOPICS! 自転車条例の制定をご存知ですか??



自転車による加害事故では、高額な賠償金を支払わなければならない場合もあります。このような問題を踏まえ、地域によって自転車条例が制定されはじまりました。

～神奈川県自転車の安全な利用の促進に関する条例の内容～

#### (自転車損害賠償責任保険等への加入)

第16条 自転車利用者は、その利用に係る**自転車損害賠償責任保険等**に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る**自転車損害賠償責任保険等**に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。(以下略)

自転車通勤されている方は自転車による賠償事故を補償する保険の加入が義務づけられていますので、この機会に「日常生活賠償」へのご加入をご検討ください。

< 2020年11月現在 >

# 所得補償保険 所得の保険

■保険期間中に、ケガまたは病気のために、入院などにより医師の治療を受け、現在のお仕事にまったくつけない状態（就業不能状態）が7日間を超えて続いたときに保険金をお支払いします。

例えば、Jセットご加入の方が、10か月と7日間働くとができなかった場合

## 〈所得補償保険の補償イメージ〉



■就業不能期間1か月につき、所得補償保険金額(月額)をお支払いします。(てん補期間1年が限度となります。)

1か月あたりお支払いする保険金 = 保険金額(月額)

※図の就業不能期間の数え方は、免責期間(7日間)終了日の翌日から起算して、てん補期間内における被保険者の就業不能日数をいいます。

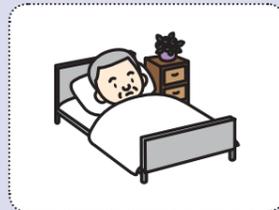
※就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金をお支払いします。

## 所得補償保険のお支払事例

●Aさんが高血圧性疾患で入院、免責期間を超えて2か月と10日間会社を休んだ。(Jセット加入の場合)

■保険金額 15万円 × (2か月 +  $\frac{10日}{30日}$ ) = 350,000円

合計 350,000円 お支払い



セット名	H	I	J	K	L	M
保険金額(月額)	7万円	10万円	15万円	20万円	25万円	30万円

被保険者の満年齢 (2021年6月1日時点)

月払保険料	20代	30代	40代	50代	60代
420円	609円	952円	1,197円	1,302円	
670円	960円	1,430円	1,720円	1,950円	
1,050円	1,485円	1,860円	2,580円	2,760円	
1,400円	1,820円	2,760円	3,560円	4,280円	
1,500円	3,100円	3,425円	4,075円	4,475円	
2,400円	2,730円	3,960円	5,820円	6,390円	

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

■保険金額(ご契約金額)の設定について

所得補償保険金額は、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう設定してください(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません)。

なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



家族のために、入っておこうかな・・・

被保険者(補償の対象者)本人(\*)となれる方の範囲

- 株式会社商船三井ならびに子会社・関連会社の役員・従業員ご本人(\*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 現在お働きになっている方で、保険期間開始時点で満20才以上満69才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

## ご加入にあたっての注意事項

- この保険は株式会社商船三井が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- お申込人となれる方は株式会社商船三井の役員ならびに引受保険会社と株式会社商船三井が認めた株式会社商船三井の子会社・関連会社の役員に限りです。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

### ●<ケガの保険・所得の保険>

日常生活賠償特約、ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約および所得補償保険等をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約および所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

### ●<ケガの保険・所得の保険>

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上(幹事会社)	引受割合 92%
東京海上日動	〃 8%

### ●<ケガの保険・所得の保険>

柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数および就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

## 保険金をお支払いする場合に該当されたとき

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(\*)をご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(\*)を終えて保険金をお支払いします。(\*3)

(\*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(\*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(\*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

- 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
- 引受保険会社所定の保険金請求書

●引受保険会社所定の同意書

●事故原因・損害状況に関する資料

●被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)

●引受保険会社所定の診断書

●診療状況申告書

●公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書

●死亡診断書

●他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類

●損害賠償の額および損害賠償請求権を確認する書類

●引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

●休業・所得証明書

●所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書等)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となれる方にも必ずご説明ください。**

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(\*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(\*) 法律上の配偶者に限ります。

## ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

### 1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）  
 保険金額（ご契約金額）  
 保険期間（保険のご契約期間）  
 保険料・保険料払込方法

### 2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

#### ① 皆さまご確認ください。

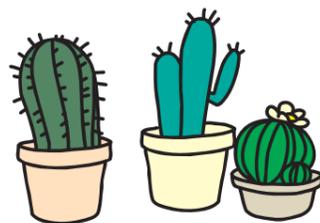
- 加入申込票の「生年月日」または「年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？  
 「年齢」欄は保険始期日時点での満年齢をご記入ください。  
 \*ご記入いただいた年齢と生年月日から算出した年齢が異なる場合には、生年月日から算出したものを年齢として取り扱うことがあります。
- または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「職業・職務」欄（「職種級別」欄を含みます。）は正しくご記入いただいていますか？  
 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？  
 \*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。  
 上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

#### ② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。  
 被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆「所得補償保険をお申込みの場合のみ」ご確認ください。  
 保険金額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）以下となるようなタイプでお申込みされていますか？
- ◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。  
 被保険者（補償の対象者となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

### 3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）
- 既にご加入されているが継続されない場合



## 病気の保険（団体総合生活補償保険（MS & AD型））・所得の保険（所得補償保険） 健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 継続加入の場合で、保険責任を加重(\*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。
- ・病気の保険の場合 (\* )保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。
- ・所得の保険の場合 (\* )保険金額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長、病気を補償する特約の追加等、補償を拡大することをいいます。

### 1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

・病気の保険の場合

（注）告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 <input type="checkbox"/> 親介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理して回答（記入・署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのまま記入ください。</li> <li>特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。</li> </ul>
親の介護による休業補償特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本補償部分の被保険者（子）が回答（記入・署名）ください。告知にあたっては、介護対象者（親）について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、介護対象者（親）に質問事項をご説明のうえ、記入ください。</li> <li>介護対象者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。</li> </ul>

### 2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

### 3. 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

### 4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

・病気の保険の場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。
先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約	②ご加入はお引受できません。
抗がん剤治療特約	
親介護一時金支払特約 <input type="checkbox"/> 親介護	ご加入はお引受できません。
親の介護による休業補償特約	

・所得の保険の場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。

- ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。
- ②ご加入はお引受できません。

### 5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

・病気の保険の場合

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に被ったケガまたは発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療、拡大治験、または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病したがん(悪性新生物)(*4)(*5))については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
抗がん剤治療特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病したがん(悪性新生物)(*4))については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 <small>親介護</small>	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親の介護による休業補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、介護による休業を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (\*1)同一の保険金を補償するセットを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償するセットのご加入時をいいます。
- (\*2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (\*3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (\*4)転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初のがんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。
- (\*5)そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

・所得の保険の場合

ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(\*1)より前に発病した病気(\*2)(発病日は医師の診断(\*3)によります。)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱い(\*4)は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(\*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(\*2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

(\*3)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(\*4)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

7. その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

・病気の保険の場合

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
がん診断保険金補償特約	◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。
抗がん剤治療特約	◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
親介護一時金支払特約 <small>親介護</small>	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入することはできませんので、説明すべき事項はありません。
親の介護による休業補償特約	

・所得の保険の場合

継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

【ご注意】

◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。

◎新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。

◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。





保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合															
<b>抗がん剤治療保険金</b> <b>★抗がん剤治療特約</b> <b>☆保険金の請求に関する特約セット</b>	保険期間の開始後(※1)に発病※したがん(悪性新生物)※の治療※のため、保険期間中に抗がん剤(※2)治療を開始した場合 (注1) 同一の月に複数回の抗がん剤治療を受けた場合は、1つの抗がん剤治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 先進医療に該当するもの、治療薬剤による治療は補償の対象になりません。 (注3) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】この特約をセットした加入セットに継続加入の場合で、被保険者が抗がん剤治療の原因となったがん(悪性新生物)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)を発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前である場合は、②により算出した額をお支払いします。 (※1) 抗がん剤治療を補償するセットに継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。 (※2) 投薬または処方された時点で、がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている次の①および②のいずれにも該当する薬剤をいいます。 ①厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者の罹患したがんの治療に対する効能または効果が認められた薬剤 ②世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、次に分類される薬剤 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類 L01. 抗悪性腫瘍薬 L02. 内分泌療法(ホルモン療法)(※3) L03. 免疫賦活薬 L04. 免疫抑制剤 V10. 治療用放射性医薬品 (※3) 内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	抗がん剤治療を受けた月ごとに次の額をお支払いします。 $\text{抗がん剤治療保険金額} \times \text{下表の倍率}$ <table border="1"> <tr> <td>世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類</td> <td>倍率</td> </tr> <tr> <td>L01. 抗悪性腫瘍薬</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L02. 内分泌療法(ホルモン療法)(※)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外のがん</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L03. 免疫賦活薬</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L04. 免疫抑制剤</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>V10. 治療用放射性医薬品</td> <td>2</td> </tr> </table> (注) 保険期間を通じて抗がん剤治療保険金額の120倍が限度となります。 (※) 内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率	L01. 抗悪性腫瘍薬	2	L02. 内分泌療法(ホルモン療法)(※)	1		上記以外のがん	2	L03. 免疫賦活薬	2	L04. 免疫抑制剤	2	V10. 治療用放射性医薬品	2	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん(悪性新生物)※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん(悪性新生物) ●戦争、その他の変乱※、暴動によるがん(悪性新生物)(テロ行為によるがん(悪性新生物)は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※1) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん(悪性新生物)(※1) など (注) 保険期間の開始時(※2)より前に発病※したがん(悪性新生物)(転移したがん(※3)を含みます)については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※2) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約のご加入時をいいます。 (※3) 転移したがんとは、原発巣(最初にがんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。
		世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率															
L01. 抗悪性腫瘍薬	2																	
L02. 内分泌療法(ホルモン療法)(※)	1																	
	上記以外のがん	2																
L03. 免疫賦活薬	2																	
L04. 免疫抑制剤	2																	
V10. 治療用放射性医薬品	2																	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金</b> <b>★先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約</b> <b>☆特定精神障害補償特約セット</b>	ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療(※1)、拡大治療(※2)または患者申出療養(※3)を受けた場合で、被保険者が先進医療、拡大治療または患者申出療養に伴う費用を負担されたとき。 <b>【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</b> 先進医療、拡大治療または患者申出療養に伴う費用を補償するセットに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(※4)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(※4)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療、拡大治療または患者申出療養を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1) 「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。 (※2) 「拡大治療」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治療に係る診療のうち、人道的見地から実施される治療(※5)をいいます。 (※3) 「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療、拡大治療または患者申出療養に要する費用(基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費(※)を除きます。) イ. 先進医療、拡大治療または患者申出療養を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療、拡大治療または患者申出療養を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (※) これに相当する家族療養費を含みます。 (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	【ケガの治療のため、先進医療、拡大治療または患者申出療養を受けた場合】 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●P40の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P40の「補償対象外となる職業」に従事するケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 <b>【病気の治療のため、先進医療、拡大治療または患者申出療養を受けた場合】</b> 疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注) 保険期間の開始時(※5)より前に被ったケガまたは発病※した病気(※4)については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療(※6)、拡大治療(※7)または患者申出療養(※8)に伴う費用を補償するセットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療、拡大治療または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。

(次ページに続く)

(次ページに続く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金</b> <b>★先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約</b> <b>☆特定精神障害補償特約セット</b>	(前ページからのつづき)  (* 4) 先進医療、拡大治験または患者申出療養の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (* 5) 「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第2条第25項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第25項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第25項に規定する拡大治験をいいます。 (注) 医療技術、医療機関および適応症等が先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療、拡大治験または患者申出療養の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、お支払いの対象外となります。		(前ページからのつづき)  (* 4) その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (* 5) 先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (* 6) 「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。 (* 7) 「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験(* 9)をいいます。 (* 8) 「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。 (* 9) 「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第2条第25項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第25項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第25項に規定する拡大治験をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>親介護一時金</b> <b>親介護</b> <b>★親介護一時金支払特約</b> <b>☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット</b>	保険期間中に、特約被保険者(*)が要介護状態(要介護2以上の状態)※となり、30日を超えて継続した場合 (* 普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償するセットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2) 特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP 14の<代理請求人について>をご覧ください。	<b>親介護一時金額の全額</b> (注) 親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療※を目的として医師※がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的 他覚所見のないもの※ など (注) 保険期間の開始時(* 1)より前に要介護状態の原因となった事由(* 2)が生じた場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(* 2)が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (* 1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (* 2) 公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>介護による休業補償保険金</b> <b>★親の介護による休業補償特約</b> <b>☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護による休業補償特約用）セット</b>	保険期間中に、要介護状態（要介護2以上の状態）※である介護対象者※を介護するために、被保険者が介護による休業※を取得した場合 （注）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 介護による休業を補償するセットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	$\text{介護による休業補償保険金額} \times \frac{\text{てん補期間内介護による休業期間} \times \text{月数}}{\text{てん補期間内介護による休業期間} \times \text{月数}}$ （注1）介護による休業補償保険金額が被保険者の平均月間定期所得額※を超えている場合には、平均月間定期所得額を介護による休業補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 （注2）休業中に得られる定期所得※があり、支払保険金と合算した額が平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額を超える場合、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額から定期所得の額を差し引いて保険金のお支払額を計算します。 （注3）てん補期間内介護による休業期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 （注4）休業が終了した後、休業の原因となった介護対象者※の介護のため、再び休業を開始した場合は、後の休業は前の休業と同一の休業とみなします。ただし、介護対象者の要介護状態が終了した日からその日を始めて6か月を経過した日の翌日以降にその介護対象者が再び要介護状態となり休業を開始した場合は、後の休業は新たな休業として取り扱います。 （注5）複数の介護対象者を介護することを目的として休業を取得した場合であっても、勤務先に届出を行ったいずれか1名の介護対象者を介護するために休業を取得したものととして取り扱い、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 （注6）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、介護対象者※または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態</li> <li>●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※中の事故による要介護状態</li> <li>●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態（ただし、治療※を目的として医師※がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。）</li> <li>●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態（ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。）</li> <li>●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態（テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態</li> <li>●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※</li> </ul> など （注）保険期間の開始時（*1）より前に要介護状態の原因となった事由（*2）が生じた場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由（*2）が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護による休業補償保険金をお支払いします。 （*1）この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 （*2）公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

（☆）疾病保険金（疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金）  
 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】  
 病気※を補償するセットに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院（\*1）の原因となった病気（\*2）を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。  
 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額  
 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気（\*2）を発病した時が、その病気による入院（\*1）を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。  
 （\*1）疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。  
 （\*2）疾病入院（\*1）の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

## ■ケガの保険について <団体総合生活補償保険（標準型）>

※印を付した用語については、P37～39の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>傷害死亡保険金</b> <b>★傷害補償（標準型）特約</b>	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額の全額}$ （注1）傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注2）既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気</li> <li>●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ</li> <li>●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ</li> <li>●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※</li> <li>●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。）</li> <li>●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎</li> <li>●P40の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</li> <li>●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ</li> </ul> など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
<b>傷害後遺障害保険金</b> <b>★傷害補償（標準型）特約</b>	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \frac{\text{約款所定の保険金支払割合} (4\% \sim 100\%)}{100}$ （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金（特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。）がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。	<家族型への変更に関する特約をセットする場合> 上記に追加される事由 ●P40の「補償対象外となる職業」に従事するケガ 上記から除外される事由 ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ
<b>傷害入院保険金</b> <b>★傷害補償（標準型）特約</b>	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ （注1）事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
<b>傷害手術保険金</b> <b>★傷害補償（標準型）特約</b>	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合	①入院※中に受けた手術※の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ （注）1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ※については①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	

保険商品の構成
病気の保険
ケガの保険
所得の保険
注意事項
用語のご説明
重要事項のご説明
記入例
Q & A

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>傷害通院保険金</b> <b>★傷害補償（標準型）特約</b> <b>傷害保険金</b>	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） （注）通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものと同みなします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ （注1）事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院※に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	（傷害死亡保険金と同じ）
<b>特定感染症による後遺障害保険金</b> <b>★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</b> <b>☆指定感染症追加補償特約セット</b>	保険期間中に特定感染症※を発病※し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合（4\%～100\%）}$ （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症※による後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が発病※の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症※の発病※</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病</li> <li>●戦争、その他の変乱※、暴動による特定感染症の発病（テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性による特定感染症の発病</li> <li>●傷害保険金をお支払いすべきケガ※による特定感染症</li> <li>●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病（ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。）</li> </ul> など
<b>特定感染症による入院保険金</b> <b>★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</b> <b>☆指定感染症追加補償特約セット</b>	保険期間中に特定感染症※を発病※し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合（以下、この状態を「感染症入院」といいます。） ①入院※した場合 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{感染症入院の日数}$ （注1）特定感染症※を発病した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症入院に対しては、特定感染症による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院の日数は180日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注3）特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	など
<b>特定感染症による通院保険金</b> <b>★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約</b> <b>☆指定感染症追加補償特約セット</b>	保険期間中に特定感染症※を発病※し、その特定感染症のため通院※された場合（以下、この状態を「感染症通院」といいます。）	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{感染症通院の日数}$ （注1）特定感染症※を発病した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症通院に対しては、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症通院の日数は90日が限度となります。 （注2）傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院※された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注4）特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>日常生活賠償保険金</b> <b>★日常生活賠償特約</b>	①保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負わられた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア。またはイ。の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等（*1）を運行不能（*2）にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅（*3）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 （*1）電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 （*2）正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 （*3）敷地内の動産および不動産を含みます。 （注）被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りま。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} + \text{判決に より支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} - \text{免責金額※（0円）}$ （注1）1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 （注2）損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 （注3）上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 （注4）日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 （注5）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害</li> <li>●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）</li> <li>●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任</li> <li>●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任</li> <li>●被保険者の使用人（家事使用人を除きます。）が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</li> <li>●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>●心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任</li> <li>●自動車等※の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>●戦争、その他の変乱※、暴動による損害</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> </ul> など



保険商品の構成
病気の保険
ケガの保険
所得の保険
<b>注意事項</b>
用語のご説明
重要事項のご説明
記入例
Q & A

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>受託物賠償責任保険金</b> <b>★受託物賠償責任補償特約</b>	保険期間中で、受託物(*1)を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊(*2)・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、P40の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (*2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	$\text{[ 保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額(*1) ]} + \text{[ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 ]} - \text{[ 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 ]} - \text{[ 免責金額※(1回の事故につき5,000円) ]}$ (*1) 被害受託物の時価額が限度となります。 (注1) 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他に存在する場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害</li> <li>● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害</li> <li>● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している運転中の事故による損害</li> <li>● 自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</li> <li>● 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害</li> <li>● 偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害</li> <li>● 受託物に発生した自然発火または自然爆発</li> <li>● 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害</li> <li>● 被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</li> <li>● 航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者と同居の親族※に対する損害賠償責任</li> <li>● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>● 心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>● 引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任</li> <li>● 受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等)</li> <li>● 通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任</li> <li>● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> <li>● P40の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害</li> </ul> など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>携行品損害保険金</b> <b>★携行品損害補償特約</b> <b>☆新価保険契約(携行品損害補償特約用)セット</b>	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*1)に損害が発生した場合 (*1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(*2)をいいます。ただし、P40の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	$\text{[ 損害の額 ]} - \text{[ 免責金額※(1回の事故につき3,000円) ]}$ (注1) 損害の額は、再調達価額※によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他に存在する場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</li> <li>● 被保険者と同居する親族※の故意による損害</li> <li>● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している運転中の事故による損害</li> <li>● 公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害</li> <li>● 携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</li> <li>● 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</li> <li>● 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</li> <li>● 携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。</li> <li>● 携行品の置き忘れまたは紛失による損害</li> <li>● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> <li>● P40の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害</li> </ul> など



保険商品の構成
病気の保険
ケガの保険
所得の保険
<b>注意事項</b>
用語のご説明
重要事項のご説明
記入例
Q & A

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>ホールインワン・アルパトロス費用保険金</b> <b>★ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）</b>	<p>日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルパトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>①次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>ア. 同伴競技者※ イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。）</p> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など</p> <p>（注）原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>②達成証明資料（*1）によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>なお、対象となるホールインワンまたはアルパトロスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー 35 以上の 9 ホールを正規にラウンドし、</li> <li>●1 名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルパトロスで、</li> <li>●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書（*2）により証明できるものに限りです。</li> </ul> <p>（*1）「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>（*2）「引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <p>(a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</p> <p>（注）この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額</p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用（*1） イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場※に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ※に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護（*2）またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン※またはアルパトロス※を記念して作成するモニュメント等の費用（ただし、保険金額の 10% が限度となります。）</p> <p>（*1）贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。</p> <p>（*2）自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p> <p>（注1）保険金のお支払額は、1 回のホールインワンまたはアルパトロスごとにホールインワン・アルパトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>（注2）ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご加入の場合、ホールインワン・アルパトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>（注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>（注4）保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本国外で達成したホールインワン※またはアルパトロス※</li> <li>●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス</li> <li>●ゴルフ場の使用人（*）が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス など</li> </ul> <p>（*）「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>
<b>（住宅内生活用動産保険金）損害保険金</b> <b>★住宅内生活用動産補償特約</b> <b>☆新価保険契約（住宅内生活用動産補償特約用）セット</b>	<p>保険期間中の日本国内における偶然な事故（盗難・損壊（*1）・火災など）により、被保険者の居住の用に供される住宅（*2）内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族※が所有する生活用動産（*3）に損害が発生した場合</p> <p>（*1）「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。</p> <p>（*2）敷地を含みます。</p> <p>（*3）「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什（じゅう）器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、P 40 の「補償対象外となる主な『生活用動産』」を除きます。</p>	<p>損害の額 - 免責金額※（1 回の事故につき 3,000 円）</p> <p>（注1）損害の額は、再調達価額※によって定めます。ただし、被害物が貴金属、宝玉石、書画、骨董（とう）、彫刻物等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。</p> <p>（注2）損害の額は、貴金属、宝玉石、書画、骨董（とう）、彫刻物等については、1 個、1 組または 1 対について 30 万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については 1 回の事故につき 5 万円が限度となります。</p> <p>（注3）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、住宅内生活用動産保険金額が限度となります。</p> <p>（注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</li> <li>●被保険者と生計を共にする親族※の故意による損害</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害</li> <li>●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している運転中の事故による損害</li> <li>●権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害</li> <li>●生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</li> <li>●生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</li> <li>●偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電氣的事故・機械的故障（故障等）による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</li> <li>●生活用動産である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の生活用動産に発生した損害を除きます。</li> <li>●生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害</li> <li>●生活用動産に加工（修理を除きます。）を施した場合、加工着手後に発生した損害</li> <li>●生活用動産に対する修理、調整の作業（点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。）上の過失または技術の拙劣によって発生した損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</li> <li>●詐欺または横領によって生活用動産に発生した損害</li> <li>●楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断・打楽器の打皮の破損・楽器の音色または音質の変化による損害</li> <li>●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> <li>●P 40 の「補償対象外となる主な『生活用動産』」の損害 など</li> </ul>
<b>（住宅内生活用動産保険金）臨時費用保険金</b> <b>★住宅内生活用動産補償特約</b> <b>☆新価保険契約（住宅内生活用動産補償特約用）セット</b>	<p>損害保険金が支払われる場合</p>	<p>損害保険金 × 30%</p> <p>（注1）保険金のお支払額は、1 回の事故につき、1 敷地内ごとに 100 万円が限度となります。</p> <p>（注2）臨時費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご契約の場合、臨時費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い限度額が限度となります。</p> <p>（注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	
<b>（住宅内生活用動産保険金）残存物取片づけ費用保険金</b> <b>★住宅内生活用動産補償特約</b> <b>☆新価保険契約（住宅内生活用動産補償特約用）セット</b>	<p>損害保険金が支払われる場合</p>	<p>残存物取片づけ費用（*）の額</p> <p>（*）損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な次の費用をいいます。</p> <p>①取りこわし費用 ②取片づけ清掃費用 ③搬出費用</p> <p>（注1）保険金のお支払額は、 損害保険金 × 10% が限度となります。</p> <p>（注2）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>（住宅内生活用動産保険金）損害保険金</b> <b>★住宅内生活用動産補償特約</b> <b>☆新価保険契約（住宅内生活用動産補償特約用）セット</b>	<p>保険期間中の日本国内における偶然な事故（盗難・損壊（*1）・火災など）により、被保険者の居住の用に供される住宅（*2）内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族※が所有する生活用動産（*3）に損害が発生した場合</p> <p>（*1）「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。</p> <p>（*2）敷地を含みます。</p> <p>（*3）「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什（じゅう）器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、P 40 の「補償対象外となる主な『生活用動産』」を除きます。</p>	<p>損害の額 - 免責金額※（1 回の事故につき 3,000 円）</p> <p>（注1）損害の額は、再調達価額※によって定めます。ただし、被害物が貴金属、宝玉石、書画、骨董（とう）、彫刻物等の場合には、保険価額によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。</p> <p>（注2）損害の額は、貴金属、宝玉石、書画、骨董（とう）、彫刻物等については、1 個、1 組または 1 対について 30 万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については 1 回の事故につき 5 万円が限度となります。</p> <p>（注3）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、住宅内生活用動産保険金額が限度となります。</p> <p>（注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</li> <li>●被保険者と生計を共にする親族※の故意による損害</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害</li> <li>●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している運転中の事故による損害</li> <li>●権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害</li> <li>●生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</li> <li>●生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</li> <li>●偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電氣的事故・機械的故障（故障等）による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</li> <li>●生活用動産である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の生活用動産に発生した損害を除きます。</li> <li>●生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害</li> <li>●生活用動産に加工（修理を除きます。）を施した場合、加工着手後に発生した損害</li> <li>●生活用動産に対する修理、調整の作業（点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。）上の過失または技術の拙劣によって発生した損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</li> <li>●詐欺または横領によって生活用動産に発生した損害</li> <li>●楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断・打楽器の打皮の破損・楽器の音色または音質の変化による損害</li> <li>●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> <li>●P 40 の「補償対象外となる主な『生活用動産』」の損害 など</li> </ul>
<b>（住宅内生活用動産保険金）臨時費用保険金</b> <b>★住宅内生活用動産補償特約</b> <b>☆新価保険契約（住宅内生活用動産補償特約用）セット</b>	<p>損害保険金が支払われる場合</p>	<p>損害保険金 × 30%</p> <p>（注1）保険金のお支払額は、1 回の事故につき、1 敷地内ごとに 100 万円が限度となります。</p> <p>（注2）臨時費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご契約の場合、臨時費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い限度額が限度となります。</p> <p>（注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	
<b>（住宅内生活用動産保険金）残存物取片づけ費用保険金</b> <b>★住宅内生活用動産補償特約</b> <b>☆新価保険契約（住宅内生活用動産補償特約用）セット</b>	<p>損害保険金が支払われる場合</p>	<p>残存物取片づけ費用（*）の額</p> <p>（*）損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な次の費用をいいます。</p> <p>①取りこわし費用 ②取片づけ清掃費用 ③搬出費用</p> <p>（注1）保険金のお支払額は、 損害保険金 × 10% が限度となります。</p> <p>（注2）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>（住宅内生活用動産保険金）</b> <b>失火見舞費用保険金</b> <b>★住宅内生活用動産補償特約</b> ☆新価保険契約（住宅内生活用動産補償特約用）セット	被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族※が所有する生活用動産またはそれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発（*1）により、第三者の所有物（*4）の損壊（*5）が発生した場合 （*1）第三者（*2）の所有物で被保険者以外の方が占有する部分（*3）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。 （*2）保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。 （*3）区分所有建物の共有部分を含みます。 （*4）動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その方の占有する敷地内にあるものに限ります。 （*5）「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。	<b>被災世帯の数 × [20万円]</b> （注1）保険金のお支払額は、1回の事故につき、事故が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額（保険金額が再調達価額※（*）を超える場合は、再調達価額とします。）の20%に相当する額が限度となります。 （注2）失火見舞費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご契約の場合、失火見舞費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い1被災世帯あたりの支払額に被災世帯の数を乗じた額が限度となります。 （注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 （*）貴金属等の場合には、損害が生じた地および時における保険の対象の価額となります。	（（住宅内生活用動産保険金）損害保険金と同じ）
<b>救済者費用等保険金</b> <b>★救済者費用等補償特約</b>	救済対象者※が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者（*）が費用を負担された場合 ①保険期間中に救済対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救済対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 ③保険期間中に被ったケガ※のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院※された場合 （*）「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救済対象者または救済対象者の親族※をいいます。	<b>救済者費用等の額</b> 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ア. 遭難した救済対象者※の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救済者※の現地（*1）までの1往復分の交通費（救済者2名分まで）（*2） ウ. 救済者の現地（*1）および現地（*1）までの行程での宿泊料（救済者2名分かつ1名につき14日分まで）（*2） エ. 死亡されたまたは治療※を継続中の救済対象者を現地（*1）から移送する費用 オ. 諸雑費（救済者の渡航手続費および救済対象者または救済者が現地（*1）において支出した交通費・通信費等をいいます。）。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 （*1）事故発生地または救済対象者の収容地をいいます。 （*2）上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救済対象者の生死が判明した後または救済対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は含みません。 （注1）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救済者費用等保険金額が限度となります。 （注2）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、救済対象者※または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失により発生した費用 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している運転中の事故により発生した費用 ●脳疾患、病気※または心神喪失により発生した費用 ●妊娠、出産、早産または流産により発生した費用 ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ※の治療※以外の外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ●戦争、その他の変乱※、暴動により発生した費用（テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合を除きます。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●P40の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故により発生した費用 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>キャンセル費用保険金</b> <b>★キャンセル費用補償特約</b>	被保険者、被保険者の配偶者※または被保険者の1親等内の親族の死亡、ケガ※または病気※による入院※によって、被保険者が特定のサービス（*）を受けられなくなり、ホテルの違約金などのキャンセル費用※を負担された場合 （*）「特定のサービス」とは、業として有償で提供されるサービスで、次のア～カのいずれかに該当するものをいいます。ただし、キャンセル事由が死亡の場合は、死亡の日からその日を含めて31日以内（ただし、被保険者の死亡の場合にはこの限りではありません。）、入院の場合は入院を開始した日からその日を含めて31日以内に提供されるサービスに限りです。 ア. 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス イ. 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれにセットするサービス ウ. 航空機、船舶、自動車、鉄道等による旅客の輸送 エ. 宴会、パーティ用施設の提供およびそれにセットするサービス オ. 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供 カ. 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行	<b>被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用※の額 - [免責金額※（1回の事故につき1,000円またははキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれか高い額）]</b> （注1）第三者から支払われた損害賠償金等の回収金がある場合には、その額を差し引いた額をお支払いします。 （注2）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、キャンセル費用保険金額が限度となります。 （注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●提供日を変更して、サービスの提供を受けることができる場合 ●予約日・提供日が確認できない場合 ●サービスが職務遂行に関係するものである場合 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為または麻薬等の使用による損害 ●被保険者の自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ●妊娠、出産、早産または流産による入院※ ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●原因がいかなるときでも、被保険者が頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ など （注）被保険者、被保険者の配偶者※または被保険者の1親等内の親族の、死亡または入院の直接の原因となったケガ※または病気※が保険期間の開始日より前または保険料領収前に生じていたためキャンセル費用※を負担された場合は、保険金をお支払いしません。なお、病気の発病※の認定は、医師※の診断によります。



保険商品の構成  
 病気の保険  
 ケガの保険  
 所得の保険  
 注意事項  
 用語のご説明  
 重要事項のご説明  
 記入例  
 Q & A

■所得の保険について <所得補償保険>

※印を付した用語については、P37～39の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>所得補償保険金</b> ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット	保険期間中に、ケガ※、病気※または骨髄採取手術※により就業不能※となり、その状態が免責期間※(7日)を超えて継続した場合	$\begin{matrix} \text{保険金額} \times \text{就業不能期間※の月数} \\ + \\ \text{保険金額} \times \frac{\text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}{30} \end{matrix}$ (* ) 1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 (注1) 保険金額が被保険者の平均月間所得額※を超えている場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2) 原因または発生した時が異なる複数のケガ※または病気※により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気 ●自動車等※の無資格運転または酒気帯び運転※中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(*1)やケガ(加入者証等に記載されます。) ●精神障害(*2)を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術※による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 (注) ご加入をお引受した場合でも、保険期間の開始時(*3)より前に発病※した病気(*1)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。 ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (*1) その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (*2) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害など (*3) 就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

(☆)【再度就業不能※となった場合の取扱い】

免責期間※を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ※または病気※によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

就業不能※を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事故発生の時または病気(\*)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。  
 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額  
 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額  
 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。  
 (\* ) 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

保険商品の構成

病気の保険

ケガの保険

所得の保険

注意事項

用語のご説明

重要事項のご説明

記入例

Q & A

※印の用語のご説明（あいうえお順）

**あ行**

- 「アルバイト」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
救護者費用等補償特約（Z、Z1セット）	救護対象者※以外の医師
親介護一時金支払特約（R、Qセット）	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
親の介護による休業補償特約（K1、K2、K3、K4、K5、K6セット）	保険契約者、被保険者、介護対象者※または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。

**か行**

- 「介護対象者」とは、親の介護による休業補償特約の介護対象者として保険証券に記載された者をいいます。
- 「介護による休業」とは、要介護状態（要介護2以上の状態）※である介護対象者※を介護することを目的として、被保険者が取得する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第11条に定める休業（\*）をいいます。  
（\*）これに準ずる就業規則等に基づく休業を含みます。なお、介護対象者が要介護状態（要介護2以上の状態）となる前の期間および就業規則等に定められた休業期間以外の期間は含みません。
- 「がん（悪性新生物）」には、上皮内新生物を含みます。抗がん剤治療特約においては、上皮内新生物を含みません。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「キャンセル費用」とは、サービスの提供を受けられない場合にかかる取消料、違約金等、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用で、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、被保険者がサービスの提供を受けられなくなった場合において、被保険者に同行する被保険者の配偶者※もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
- 「救護者」とは、救護対象者※の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救護対象者の親族※（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。
- 「救護対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行（\*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。  
（\*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。  
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。  
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。  
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。  
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（\*）を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。  
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒  
（\*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。  
・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱  
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。  
・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。
- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルバイト費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。

**さ行**

- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金

- 「就業不能」とは、被保険者がケガ※または病気※を被り、入院※していることまたは治療※を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能に含みません。
- 「就業不能期間」とは、てん補期間※内における被保険者の就業不能※の日数（就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数）をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。  
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（\*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。  
②先進医療※に該当する診療行為（\*2）  
（\*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。  
（\*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「女性特定疾病」とは、次の病気をいいます。  
一部の中皮腫・カポジ肉腫などを除くがん（悪性新生物）※、乳房・子宮・卵巣・腎尿路・甲状腺など特定部位の良性新生物、栄養性貧血など特定の貧血、紫斑病、血小板減少症、甲状腺障害、クッシング症候群・卵巣機能障害などの特定の内分泌腺障害、慢性リウマチ性心疾患、外陰静脈瘤、低血圧（症）、乳房切除後リンパ浮腫症候群、胆石症・胆のう炎など特定の胆のうの病気、関節リウマチ、全身性結合組織障害、ネフローゼ症候群・慢性腎不全など特定の腎臓・尿道の病気、乳房の障害、女性骨盤臓器の炎症性疾患、女性生殖器の非炎症性障害、帝王切開などを除く妊娠・分娩・産じょくにかかわる病気 など特約記載の病気
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

**は行**

- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- 「定期所得」とは、賞与を除いた金額とします。なお、賞与とは、名称のいかんを問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「てん補期間」とは、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間※終了日の翌日から起算する一定の期間（加入者証等記載の期間をいいます。）をいいます。この期間内で就業不能※である期間が保険金支払いの対象となります。（所得補償保険）
- 「てん補期間」とは、介護による休業保険金の免責期間※終了日の翌日から起算する一定の期間（加入者証等記載の期間をいいます。）をいいます。（団体総合生活補償保険（MS & AD型））
- 「てん補期間内介護による休業期間」とは、てん補期間※内における介護による休業※の期間（月数）をいい、次の場合を含みません。  
①介護対象者※が要介護状態（要介護2以上の状態）※に該当しなくなった場合  
②被保険者が離職（\*）した場合  
（\*）勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。

保険商品の構成

病気の保険

ケガの保険

所得の保険

注意事項

用語のご説明

重要事項のご説明

記入例

Q & A

※印の用語のご説明（あいうえお順）（前ページからの続き）

☑ <b>行</b>	●「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。		
	●「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。		
☑ <b>行</b>	●「特定感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症（*）をいいます。 （*）新型コロナウイルス感染症等、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りです。		
	●「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。		
☑ <b>行</b>	●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。		
	●「発病」とは、医師※が診断（*）した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。 （*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。		
	●「病气」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病气によって被ったケガについては、病气として取り扱います。		
	●「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能※となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。		
	●「平均月間定期所得額」とは、免責期間※が始まる直前12か月における被保険者の定期所得※の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。		
	●「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ②先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。		
	●「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。		
☑ <b>行</b>	●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。		
	●「免責期間」とは、就業不能※開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間（加入者証等記載の日数）をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術※による就業不能の場合には免責期間を適用しません。（所得補償保険）		
	●「免責期間」とは、支払いの対象とならない期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。 <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-right: 20px;"> <tr> <th style="text-align: center;">適用される保険金の名称</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">・介護による休業補償保険金</td> </tr> </table> （団体総合生活補償保険（MS&AD型））	適用される保険金の名称	・介護による休業補償保険金
	適用される保険金の名称		
・介護による休業補償保険金			
●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。			
☑ <b>行</b>	●「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。		
	●「要介護状態（要介護2以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度※の第1号被保険者（65才以上） 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態 ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満） 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満） 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態		
	●「要介護状態（要介護2以上の状態）」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度※の第1号被保険者（65才以上） 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態 ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満） 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満） 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態		

◀公的介護保険制度における要介護度別の身体状態の目安▶【ご参考情報】公益財団法人生命保険文化センターHPより抜粋

要介護2	軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はなんとかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
要介護3	中等度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりではできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護4	重度の介護を必要とする状態 食事ときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護5	最重度の介護を必要とする状態 食事や排泄がひとりではできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」／補償対象外となる主な「生活用動産」／補償対象外となる主な「受託物」

<p><b>1. 補償対象外となる運動等</b> 山岳登山（*1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（*2）操縦（*3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（*4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p style="text-align: right;">その他これらに類する危険な運動</p> <p>（*1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。） （*2）グライダーおよび飛行船は含みません。 （*3）職務として操縦する場合は含みません。 （*4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>	<p><b>2. 補償対象外となる職業</b> オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（しフリーを含みます。）、力士</p> <p style="text-align: right;">その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>
<p><b>3. 補償対象外となる主な「携行品」および「生活用動産」</b> 船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯型パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券（乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。）、印紙、切手、預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具（釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。）、稿本（本などの原稿）・設計書・図案・証書（運転免許証およびパスポートを含みます。）、帳簿・ひな形・鏝型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物（印章は補償の対象となります。）、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p>（注）「生活用動産」の場合、補聴器および漁具は補償対象となります。</p>	<p><b>4. 補償対象外となる主な「受託物」</b> 日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とつ）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）、原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、左記1.の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（置、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物</p> <p style="text-align: right;">など</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明		
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。		
天災危険補償特約（ケガの保険の全セット）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。		
女性特定疾病2倍支払特約（JA/JB/JC/JDセット）	被保険者の病气※が特約記載の女性特定疾病※であるとき、その治療※を目的とする入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。		
三大疾病2倍支払特約（SA/SB/SC/SDセット）	被保険者の病气※が特約記載の三大疾病（がん（悪性新生物）※、急性心筋梗塞、脳卒中のうち、特約記載の病気をいいます。）であるとき、その治療※を目的とする入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。		
保険金の請求に関する特約（N/JA/JB/JC/JD/SA/SB/SC/SDセット）	被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 （注）被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。）が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-right: 20px;"> <tr> <th style="text-align: center;">本特約が適用される傷病名</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">・がん（悪性新生物）※ ・三大疾病 ・女性特定疾病※</td> </tr> </table>	本特約が適用される傷病名	・がん（悪性新生物）※ ・三大疾病 ・女性特定疾病※
本特約が適用される傷病名			
・がん（悪性新生物）※ ・三大疾病 ・女性特定疾病※			
夫婦型への変更に関する特約（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約）（X3セット）	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）における被保険者は、本人およびその配偶者※とします。		
家族型への変更に関する特約（G/GBセット）	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者（補償の対象者）の範囲」に記載のとおり変更します。		
無事故戻しに関する規定の不適用特約（所得の保険の全セット）	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能※が発生しなかったときでも、無事故戻し保険料をお支払いしません。		

## 重要事項のご説明

### 契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS & AD型）・団体総合生活補償保険（標準型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって異なります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

#### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

##### (1) 商品の仕組み

###### ● 団体総合生活補償保険（MS & AD型）の場合

被保険者（補償の対象者）が病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 -：被保険者の対象外)		
	本人(*)	配偶者	その他親族
本人型	○	-	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満74才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約	
抗がん剤治療特約	本人(*)の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上満84才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
親介護一時金支払特約 親介護	
親の介護による休業補償特約	本人(*) (注) 介護対象者（介護を受ける方）の範囲は、本人の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の介護対象者欄に記載された次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で満20才以上満84才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

(\*)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

###### ● 団体総合生活補償保険（標準型）の場合

被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約タイプをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 -：被保険者の対象外)		
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	○	-	-
家族型(*1)	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a) 本人(*2) (b) 本人(*2)の配偶者 (c) 同居の親族（本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子（本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子)
受託物賠償責任補償特約	(e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
救護者費用等補償特約	(a) 保険契約者（申込人） (b) 救護対象者である上表の「被保険者の範囲」の方およびその親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	本人(*2) (注) 下記の特約をセットした場合は、被保険者の範囲が拡大されます。 ・夫婦型への変更に関する特約（ホールインワン・アルパトロス費用補償特約用）

(\*1)家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。

(\*2)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(\*3)家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

- ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(\*4)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はこのパンフレットのとおりで。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

##### ① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

このパンフレットをご参照ください。

##### ② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

このパンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

##### (3) セットできる主な特約およびその概要

このパンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

##### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

##### (5) 引受条件

●ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、このパンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。  
・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありませんのであらかじめご承知おきください。

###### ● 団体総合生活補償保険（標準型）の場合のみ

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

#### 2. 保険料

##### ● 団体総合生活補償保険（MS & AD型）の場合

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

##### ● 団体総合生活補償保険（標準型）の場合

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

#### 3. 保険料の払込方法について

このパンフレットをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっております。

#### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

#### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。



## 注意喚起情報のご説明 (団体総合生活補償保険 (MS & AD 型)・団体総合生活補償保険 (標準型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者 (補償の対象者) が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって異なります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. クーリングオフ説明書 (ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は株式会社商船三井が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) 告知義務 (ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者 (補償の対象者) には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

##### ● 団体総合生活補償保険 (MS & AD 型) の場合

- ①他の保険契約等 (\*) に関する情報
  - (\*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」
- ③被保険者の健康状況告知
- ④被保険者の「性別」(抗がん剤治療特約をセットする契約に限りです。)
  - (注) 告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

##### ● 団体総合生活補償保険 (標準型) の場合

- ①被保険者 (\*) の「職業・職務」
  - (\*) 家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ②他の保険契約等 (\*) に関する情報
  - (\*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

#### (2) 通知義務等 (ご加入後にご連絡いただく事項)

##### ● 団体総合生活補償保険 (標準型) の場合

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

#### 【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>
下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>
オートテスター (テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手 (競輪選手)、モーターボート (水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者 (動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 (レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

#### (3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等 (\*) で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

- (\*) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

#### ■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
上記以外		・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約 (\*) の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約 (\*) を解約しなければなりません。

- ①この保険契約 (\*) の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
  - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ

や病気を発生させ、または発生させようとしたこと。

- ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
  - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約 (\*) の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
  - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約 (\*) の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができません。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

- (注) 家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次の a. または b. いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合には b. によるものとし

- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- b. この保険契約 (\*) を解約すること。

- (\*) 保険契約  
その被保険者に係る部分に限ります。

#### 団体総合生活補償保険 (標準型) の場合

- 複数のご契約があるお客さまへ  
次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約 (団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

- (注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化 (同居から別居への変更等) により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

#### <補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 (標準型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険 (標準型) ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルファー保険 ホールインワン・アルパトロス費用補償特約

### 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、このパンフレット記載の方法によりお支払いください。このパンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合 (主な免責事由) 等

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合  
このパンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない

場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、このパンフレット記載の方法によりお支払いください。このパンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効 (または終了) したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただきます。

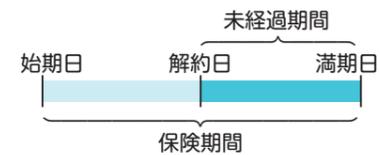
### 6. 失効について

ご加入後に、被保険者 (家族型においては被保険者全員) が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

### 7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退 (解約) される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退 (解約) 日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退 (解約) 日までの期間に応じてお支払いいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。



### 8. 保険会社破綻時等の取扱い

このパンフレットをご参照ください。

### 9. 個人情報の取扱いについて

このパンフレットをご参照ください。

### 10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

#### 団体総合生活補償保険 (MS & AD 型) の場合

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となる場合があります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約

後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。

②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約 (団体総合補償保険 (MS & AD 型)) をお申込みされる場合のご注意事項

①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。

②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。

③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。

④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。



### この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 商船三井興産株式会社 保険営業部  
フリーダイヤル 0120-853-370  
FAX 03-3517-5310

### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」  
0120-632-277 (無料)  
電話受付時間：平日 9:00～19:00  
土日・祝日 9:00～17:00  
(年末年始は休業させていただきます。)

### 万一、ケガをされたり、病気になられたり、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。  
24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」  
0120-258-189 (無料)  
事故は いち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。  
インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから  
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題が解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
[ナビダイヤル (全国共通・通話料有料)]

0570-022-808

- 受付時間 [平日 9:15～17:00]  
(土日・祝日および年末年始を除きます)
- 携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

## 重要事項のご説明

### 契約概要のご説明 (所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者 (補償の対象者) が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者 (補償の対象者) がケガまたは病気により就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。

なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点で満20才以上満69才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄記載の方

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はこのパンフレットのとおりに。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合 (支払事由) と保険金のお支払額  
このパンフレットをご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合 (主な免責事由)  
このパンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3) セットできる主な特約およびその概要

このパンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件

所得補償保険金額は、被保険者 (補償の対象者) が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただきます (就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません)。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、このパンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

### 2. 保険料

保険料は保険金額・年齢・お仕事の内容・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

このパンフレットをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

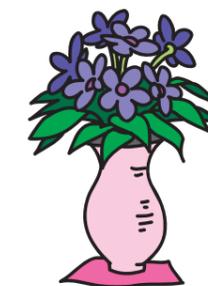
この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退 (解約) に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

### 6. 無事故戻し返れい金

無事故戻しは行いません (無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。)



## 注意喚起情報のご説明（所得補償保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって異なります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は株式会社商船三井が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

①被保険者の「職業・職務」

②他の保険契約等(\*)に関する情報

(\*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

③被保険者の「生年月日」、「年令」

④被保険者の健康状況告知

#### 【健康状況告知について】

●被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

●健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。

●ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(\*)より前に発病した病気(\*)2(発病日は医師の診断(\*)3)によります。)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱い(\*)4は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(\*) 1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(\*) 2) 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係のある病気を含みます。

(\*) 3) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(\*) 4) 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

#### (2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

#### 【通知事項】

●加入者証記載の職業・職務を変更した場合

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

#### (3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(\*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(\*) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約(\*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(\*)を解約しなければなりません。

(\*) 保険契約  
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ  
補償内容が同様の保険契約（所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
所得補償保険	他の所得補償保険

### 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、このパンフレット記載の方法により払込みください。このパンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合  
このパンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

### (2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、このパンフレット記載の方法により払込みください。このパンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

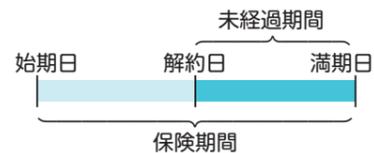
### 6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

### 7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。



### 8. 保険会社破綻時等の取扱い

このパンフレットをご参照ください。

### 9. 個人情報の取扱いについて

このパンフレットをご参照ください。

### 10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

### (2) 新たな保険契約（所得補償保険）をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

#### この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 商船三井興産株式会社 保険営業部  
フリーダイヤル 0120-853-370  
FAX 03-3517-5310

#### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」  
0120-632-277（無料）  
電話受付時間：平 日 9:00～19:00  
土 日・祝 日 9:00～17:00  
(年末年始は休業させていただきます。)

#### 万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。  
24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」  
0120-258-189（無料）  
事故は いち早く

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから  
※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



#### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】  
0570-022-808

- 受付時間【平日 9:15～17:00】  
(土日・祝日および年末年始を除きます)
- 携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

# 『MOLグループ団体総合生活補償保険』 病気の保険加入申込票記入例

内容をご確認のうえ、ご本人のお名前をご署名ください。  
(フリガナも必ずご記入ください。)

出向者：「出向先会社」をご記入ください。  
上記以外：「所属部屋」をご記入ください。  
打ち出されている場合は、内容をご確認のうえ、必要があれば二重線で消してご訂正ください。

●訂正方法例  
所属部屋または出向先会社名  
ソウムブエイギョウブ

必ず、2021年6月1日現在の満年齢をご記入ください。

裏面の「職種コード一覧」をご覧ください、ご記入ください。  
例) 船舶関係従事者  
(\*乗船する方のみです)：52  
事務従事者：11  
販売従事者：21  
主婦・学生：91  
同居の親族：86 など

「健康状況告知書質問事項回答欄」を訂正される場合は被保険者本人が訂正箇所を二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(⇒訂正項目付近に被保険者ご自身(15才未満の場合は親権者が署名))でご訂正ください。

他の保険契約・保険金請求歴につき、全被保険者分をご確認・ご回答いただき、回答が「あり」の場合、被保険者ごとに回答の内容をご記入ください。

記入した日をご記入ください。

必ずお選びください。

在籍会社(出向元会社)をご記入ください。

MOLグループ団体総合生活補償保険加入申込票(兼 健康状況告知書)

STEP 1 申込人情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。

住所 317 (カタカナ) 下 012 [399] (漢字)

申込者氏名 307 (カタカナ) ミツイ タロウ [347] フリガネでご署名ください。 三井 太郎 様

職場名 018 (カタカナ) ショウセンミツイコウサンKK ソウムブ 所属コード 019 記入不要

加入申込日 010 令和 3 年 2 月 12 日  内は必ずご記入ください。

社員番号 017 電話番号 011 03 - 123 - 4567 生年月日 980 (大正) 9 (昭和) 1 (平成) 性 982 (男) 1 (女) 2

メッセージ 団体総合生活補償保険( MS&AD 型)

センター送付 000 AAA 020 994 PR06 03 88 LF 354 (4)

手続区分 下記のいずれかに○をしてください

新規に加入する  内容を変更する

保険期間 令和 3 年 6 月 1 日 団体名 KK ショウセンミツイ 加入者番号 098

<ご注意!!> 質問③は男性は回答しないでください。16才以上の女性のみ回答する項目です。間違えて回答してしまった場合は、二重線で消して訂正署名(⇒訂正項目付近に被保険者ご自身(15才未満の場合は親権者が署名))でご訂正ください。

STEP 2 申込内容と健康状況(告知)についてご確認のうえご記入ください。

病気の保険

390 J04 (カタカナ) ミツイ タロウ 氏名 [L67] (漢字)

生年月日 323 ※ 昭和 (H) 平成 (R) 令和 48 年 12 月 27 日 300

年齢 303 ※ 満 47 才 性別 302 ※ (男) 1 (女) 2 セット名 A R T

職業名・職種名 576 カタカナで記入 ソノタハンバイジュウジヤ

職種コード 312 21 団体との関係 L18 1

特約区分 介護を受ける方(親)の氏名(特約被保険者・介護対象者) VKA カタカナで記入

① 一時金+休業 VKD (父) 1 (母) 2

② 一時金+休業 VKK (大正) 昭和 (H) 平成 (R) 令和 19 年 2 月 14 日 77 才

③ 一時金+休業 VKL (大正) 昭和 (H) 平成 (R) 令和 20 年 1 月 10 日 76 才

告知者ご署名 L18 (告知日) R 3 年 2 月 12 日 三井 太郎 (告知者ご署名)

女性のみ!

介護は太郎さん(基本セットの被保険者ご本人)が代理で告知します。

390 J04 (カタカナ) ミツイ サクラ 氏名 [L67] (漢字)

生年月日 323 ※ 昭和 (H) 平成 (R) 令和 17 年 6 月 15 日 300

年齢 303 ※ 満 14 才 性別 302 ※ (男) 1 (女) 2 セット名 C

職業名・職種名 カタカナで記入 ガクセイ

職種コード 312 91 団体との関係 L18 3

特約区分 介護を受ける方(親)の氏名(特約被保険者・介護対象者) VKA カタカナで記入

① 一時金+休業 VKD (父) 1 (母) 2

② 一時金+休業 VKK (大正) 昭和 (H) 平成 (R) 令和 19 年 2 月 12 日 77 才

告知者ご署名 L18 (告知日) R 3 年 2 月 12 日 三井 太郎 (告知者ご署名)

病気の保険へ新たに加入される方、または病気の保険継続時に保険金額の増額をされる方のみ、被保険者ご本人がご記入ください。最終ページ裏面の左側「団体総合生活補償保険( MS & AD 型)健康状況告知書質問事項」をご覧ください、質問①～③(③は16才以上の女性のみ)のそれぞれに必ず「はい」「いいえ」どちらかに○印をつけてください。「はい」の方は、「疾病・症状一覧表」でご確認のうえ、該当疾病(A欄・B欄)欄、特定疾病対象外欄にご記入ください。また、一覧に該当する疾病名称がない場合は疾病コード欄に「R0」および具体的な疾病名称(カタカナ)をご記入ください。被保険者ご本人が回答内容をご確認のうえ、ご署名いただき、告知日をご記入ください。告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者が確認・ご署名ください。

Rセット、K1～K6セット(親介護一時金、親の介護による休業補償に新たにご加入される方)

<特約区分> 該当に○印をつけてください。

<続柄> 該当の続柄に○印をご記入ください。

<特約被保険者氏名> 親御さま(特約被保険者・介護対象者)氏名をカタカナでご記入ください。

<生年月日、年齢> 当該親御さま(特約被保険者・介護対象者)の生年月日、年齢を被保険者本人が親御さま(特約被保険者・介護対象者)を代理してご記入ください。

年齢は2021年6月1日時点の満年齢をご記入ください。

<質問1～質問4> 親御さま(特約被保険者・介護対象者)に、最終ページ裏面の右側「団体総合生活補償保険( MS & AD 型)健康状況告知書質問事項」

「親介護一時金・休業」専用の健康状況告知書質問事項を確認のうえ、基本セットの被保険者ご本人が親御さま(特約被保険者・介護対象者)を代理して本欄の「はい」「いいえ」で回答し、該当に○印をつけてください。質問1～4のうち、いずれか1つでも「はい」がある場合には、お引受できません。

<確認方法> 親御さま(特約被保険者・介護対象者)へのご確認方法を本加入申込票上の「確認方法」から選択し、本加入申込票に○印をつけてください。複数に該当する場合は、最も番号の若い(小さい)確認方法に○印をつけてください。

<告知者ご署名欄/告知日> 基本セットの被保険者ご本人が回答内容を確認のうえ、ご署名いただき、告知日をご記入ください。親御さま(特約被保険者・介護対象者)の署名は不要です。また、年齢が満15才未満の被保険者については、親権者が確認・ご署名ください。

390 J04 (カタカナ) ミツイ ハナコ 氏名 [L67] (漢字)

生年月日 323 ※ 昭和 (H) 平成 (R) 令和 50 年 8 月 6 日 300

年齢 303 ※ 満 45 才 性別 302 ※ (男) 1 (女) 2 セット名 JA T

職業名・職種名 576 カタカナで記入 シュブ

職種コード 312 91 団体との関係 L18 2

特約区分 介護を受ける方(親)の氏名(特約被保険者・介護対象者) VKA カタカナで記入

① 一時金+休業 VKD (父) 1 (母) 2

② 一時金+休業 VKK (大正) 昭和 (H) 平成 (R) 令和 19 年 2 月 14 日 77 才

告知者ご署名 L18 (告知日) R 3 年 2 月 12 日 三井 花子 (告知者ご署名)

右記「◆団体との関係」をご覧ください、該当の数字をご記入ください。  
◆団体との関係  
構成員(子会社・関連会社の構成員、退職者を含む)：1  
上記1の…  
配偶者：2 子ども：3 両親：4  
兄弟：5 同居の親族：6

右上の「団体名」は在籍会社名(出向元)となります。

ご記入にあたって

- 「※」印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、十分ご確認のうえご回答(記入)ください。
- 疾病を補償するセットに新たに加入する場合、または、疾病補償について保険責任を加重(保険金額の増額、特約追加など)する場合は、最終頁裏面の質問事項につき、正確にご回答ください。
- 「○」印は保険始期日現在でご記入ください。(保険期間の途中で加入される場合も、中途加入日現在ではなく、団体契約の保険始期日現在の年齢をご記入ください。)
- 職種コードは裏面をご参照ください。職業名・職種名は裏面の職種コード一覧を参照のうえ、カタカナ20文字以内でご記入ください。
- 「◆」団体との関係について下記該当の数字(いずれか1つ)をご記入ください。  
・団体の……… 1：構成員(子会社・関連会社の構成員、退職者を含む) 0：会員企業等の役員・従業員  
・上記1または0の……… 2：配偶者 3：子ども 4：両親 5：兄弟姉妹 6：同居の親族 7：使用人

STEP 3 他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらもご確認のうえご記入ください。

331 特記事項

※他の保険会社等における契約を、生命保険、共済、任意の保険、任意の補償を含む。過去3年以内に病気またはケガで保険金(合計して5万円以上)を請求または受領したことがありますか?  あり  なし

※他の保険契約等がありますか?  あり  なし

保険金請求歴がありますか?  あり  なし

ご注意 「あり」の場合裏面を必ずご記入ください。(ご記入のない場合は、「なし」と回答したことになります。)

パンフレットをご確認のうえ、全員分の月払保険料をご記入ください。

R50 合計保険料(一回分) ●●●●● 円

前年合計保険料(一回分) 円

受付日(社内使用欄) 令和 年 月 日 XXXX

保険商品の構成  
病気の保険  
ケガの保険  
所得の保険  
注意事項  
用語のご説明  
重要事項のご説明  
記入例  
Q & A

# 『MOLグループ団体総合生活補償保険』ケガの保険・所得の保険加入申込票記入例

内容をご確認のうえ、ご本人のお名前をご署名ください。  
(フリガナも必ずご記入ください。)

出向者：「出向先会社」をご記入ください。  
上記以外：「所属部署」をご記入ください。  
打ち出されている場合は、内容をご確認のうえ、必要があれば二重線で消してご訂正ください。  
●訂正方法例  
所属部署または出向先会社名  
ソウムブエイギョウブ

必ず、2021年6月1日現在の満年齢をご記入ください。

裏面の「職種コード一覧」をご覧ください。  
例) 船舶関係従事者  
(\*乗船する方のみです)：52  
事務従事者：11  
販売従事者：21  
主婦・学生：91  
同居の親族：86 など

訂正される場合は訂正箇所を二重線で消して、正しい内容にご訂正ください。

他の保険契約・保険金請求歴につき、全被保険者分をご確認・ご回答いただき、回答が「あり」の場合、被保険者ごとに回答の内容をご記入ください。

**MOLグループ団体総合生活補償保険加入申込票 (兼 健康状況告知書)**

**STEP 1 申込人情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。**

記入した日をご記入ください。      必ずお選びください。      在籍会社 (出向元会社) をご記入ください。

加入申込日 令和3年2月12日

手続区分 下記いずれか○をしてください

- 新規に加入する → 全ての内容をご記入のうえ、ご署名・ご提出ください。
- 内容を変更する (前年度加入内容を追加・変更して継続する) → 変更後の内容をご記入のうえ、ご署名・ご提出ください。
- 継続加入しない → ご署名のうえ、ご提出ください。

内容を変更せず継続する場合は、ご提出不要です。

保険期間 令和3年6月1日 から 令和4年6月1日 まで

団体名 KK ショウセンミツイ

加入者番号 098

旧加入者番号 099

旧識別コード L17

**STEP 2 申込内容と健康状況 (告知) についてご確認のうえご記入ください。**

Vセット (日常生活賠償・受託賠償責任) のご加入は 1 家族で 1 セットのみです。Wセットを始め、様々なオプションの組み合わせをお選びいただけます。

ケガの保険 (個人タイプ)	基本セット (必選択)	オプション (日賠・受託賠)	オプション (携行品)	オプション (ホールインワン)	オプション (生活用財産)	オプション (教養者・キャンセル)
1 ミツイ タロウ	F	V	W	X	Y	Z
2 ミツイ ハナコ	F	W				
3 ミツイ サクラ	F					
4						

◆団体との関係 (ご覧いただき、該当の数字をご記入ください。)  
◆団体との関係 (構成員 (子会社・関連会社の構成員、退職者を含む)：1  
上記1の…  
配偶者：2    子ども：3    両親：4  
兄弟：5    同居の親族：6

所得の保険 20/D1

基本セット (必選択) L

健康状況告知書質問事項回答欄  
L53 はい L54 はい L27 A欄  
L45 疾病コード (8欄の欄のみ記入) A2  
L56 疾病・症状名 (カタカナ) (R0の場合のみ記入)

最終ページの「所得補償保険用職種コード一覧」をご覧ください。  
例) 船舶関係従事者  
(\*乗船する方のみです)：321  
一般事務従事者：121  
商品販売従事者：141  
その他販売従事者：191

所得の保険に新たに加えられる方、または所得の保険継続時に保険金額の増額をされる方のみ、被保険者ご本人がご記入ください。  
最終ページの「所得補償保険 健康状況告知書質問事項」をご覧ください。質問①～②のそれぞれに必ず「はい」「いいえ」どちらかに○印をつけてください。「はい」の方は、「疾病・症状一覧表」でご確認のうえ、該当疾病 (A欄・B欄) 欄、特定疾病対象外欄にご記入ください。また、一覧に該当する疾病名称がない場合は疾病コード欄に「R0」および具体的な疾病名称 (カタカナ) をご記入ください。  
健康状況告知書質問事項回答欄に記入された場合、被保険者である団体構成員ご本人が、回答内容をご確認のうえ、告知日をご記入し、必ずご署名ください。

**STEP 3 他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらをご確認のうえご記入ください。**

331 特記事項

R50 合計保険料 (一回分) ●●●●●● 円      前年合計保険料 (一回分) 円

受付日 (社内使用欄) 令和 年 月 日      XXXX

パンフレットをご確認のうえ、全員の月払保険料をご記入ください。

保険商品の構成  
病気の保険  
ケガの保険  
所得の保険  
注意事項  
用語のご説明  
重要事項のご説明  
記入例  
Q & A

## 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【ケガの保険】  
 保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外】  
 保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

【病気の保険、所得の保険】  
 保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されません。

## 税法上の取扱い（2020年11月現在）

- 払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金および所得補償保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
- （注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象

となりません。特に、「ケガの保険」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。

（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

## 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ  
<https://www.ms-ins.com> または  
 引受保険会社のホームページをご覧ください。

## 生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険および所得補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

\*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン（精神障害補償の有無は問いません）加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>■健康・医療相談</li> <li>■メンタルヘルス相談（疾病補償プラン加入者限定）等</li> </ul>
介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>■介護に関する情報提供</li> <li>■介護に関する悩み相談 等</li> </ul>
暮らしの相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>■暮らしのトラブル相談</li> <li>■暮らしの税務相談</li> </ul>
情報提供・紹介サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子育て相談（12才以下）</li> <li>■暮らしの情報提供 等</li> </ul>



□ 三井住友海上ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

- \*サービス受付のご利用時間・電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。
- \*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- \*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- \*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## よくあるご質問

### Q & A

皆さまからよくあるご質問をまとめました。



#### 手続きについて

### Q 何才でも加入はできますか？

**A** <病気の保険>は被保険者本人が生後15日～満74才まで、親介護一時金支払特約は親御さま（特約被保険者）の年令が満84才まで、親の介護による休業補償特約は親御さま（介護対象者）の年令が満84才まで、<所得の保険>は被保険者本人が満69才まで加入可能です。<ケガの保険>について年齢制限はございません。

※年令は始期日（2021年6月1日）現在の満年令となります。

### Q 病気の保険、ケガの保険は同居していない実家の両親は加入できますか？

**A** 社員本人の両親であれば、同居していなくても加入できます。詳しくはP 5、9、11の加入資格をご参照ください。

### Q 健康状況告知は必要ですか？

**A** 団体総合生活補償保険の<病気の保険>および<所得の保険>、親介護補償オプションに加入の場合および補償を増額、拡大する場合は必要になります。途中でそれらの補償を追加される場合にも告知が必要です。

※<ケガの保険>の場合にも、「生年月日」「年令」の告知が必要です。

### Q 特定の疾病について保険金をお支払いしない条件で加入していましたが、その後病気が完治しました。告知を変更することはできますか？

**A** 継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

### Q 税法上の保険料控除の対象となりますか？

**A** 団体総合生活補償保険の疾病を補償するセット、所得補償保険は対象となりますので、P 53の税法上の取扱いをご参照ください。

